

## 警報発令・災害発生時における緊急対応について

綾川町立陶小学校

暴風、大雨、洪水などの警報発令時及び災害発生時の緊急対応として、綾川町内の小中学校は綾川町教育委員会の判断に基づき、次のとおり対応することとなっていますのでお知らせします。

### 【 警報が発令された場合 】

#### 1 児童生徒「登校前」の対応

午前6時の町防災無線放送等の内容に従って行動する

##### 基本的な考え方

- (1) 香川県綾川町に「暴風」「大雨」「洪水」「大雪」のいずれかの警報が発令されている場合は、『自宅待機』とする。
- (2) 午前9時までに警報が解除された場合は、町防災無線放送の指示に従い登校する。  
(ただし、午前7時以降に解除の場合、「給食は中止」となり「午前授業」)  
午前9時までに警報が解除されない場合は、「臨時休校」とする。  
(ただし、綾上小に限り午前7時までに解除されない場合は臨時休業とする)
- (3) 警報が発令されていない場合であっても、局地的に危険状態が発生し、通学が困難と保護者が判断したときは、学校に連絡し、指示を受ける。
- (4) 地震及び降雪時の対応は、町防災無線放送により行う。

#### 2 児童生徒「登校後」の対応

児童生徒への学校の対応状況は、町防災無線放送によって保護者に通知する

##### 基本的な考え方

- (1) 香川県綾川町に、「暴風」「大雨」「洪水」「大雪」のいずれかの警報が発令されている場合は、『学校待機』とする。
- (2) 児童生徒の下校は、『警報解除後』とする。  
ただし、警報発令下で児童生徒を下校させる必要があると校長が判断したときは、保護者の保護のもともしくは、教職員の十分な指導のもとに下校させる。  
(保護者に児童を引き渡す)
- (3) 局地的に発生した災害の状況については、町防災本部の情報や地区住民の情報等をもとに必ず現地確認を行い、安全性を確かめて下校させる。

#### 3 備考

- (1) 町防災無線放送による指示内容は、『臨時休校』『自宅待機』『注意して登校』の3種類とします。
- (2) 気象庁では、市町ごとに警報を発令していますので参考にしてください。また、テレビによる情報は、NHKを参考にしてください。
- (3) 緊急時に個別の連絡はできかねます。メール連絡網への登録をお願いします。